土曜日開催

個別 きりしん相続法律相談会

参加費無料

このようなお客さまは、ぜひご相談ください

☑遺言の種類や書きかた、注意することを教えてほしい
☑財産の管理や承継の方法を知りたい
☑こどもがいないが私の死後財産はどうなるのか
☑不動産はどのように相続するべきかアドバイスをもらいたい

※弁護士による法律相談になります。相続税などの税務相談はご遠慮願います。

相談日および会場

①令和　７　年　５月　24 日（土）　Kiricos桐生
②令和　７　年　７月　26 日（土）　Kiricos桐生
③令和　７　年　９月　27 日（土）　Kiricos桐生

Kiricos桐生
桐生市錦町２－１５－２１

☎0120-536-109

平日、土曜日ともに　9:00～17:00

＊土曜を除く祝日日曜および12/31～1/3は休業日です。

相談時間は約50分、①から⑤の開始時刻で行います。
①10:00　②11:00　③13:00　④14:00　⑤15:00

申込方法

お近くのきりしん各本支店またはライフサポートセンター（０１２０－０００－０４５）までお問い合わせください。

※**ご参加受付は先着順の事前予約制**です。各日とも定員(各5名)になり次第締切いたします。

相談弁護士　群馬弁護士会 所属弁護士

（お客様　⇒　担当弁護士）

法律相談票

記入日　　年　　月　　日

相談者ご自身で記入してください		
ふりがな		年　　月　　日
お名前		歳
ご住所 電話番号	〒 ℡	
e メール	@	

■相談したい内容にチェックをお付けください（複数チェック可能）

□遺言を作成したい　□相続のことで相談したい　□家族のことで相談したい

□そのほかの法律のこと（具体的に　　）

■遺言・相続のご相談の場合、わかっている範囲で親族関係図を記入してください。

■遺言・相続のご相談の場合、差し支えなければ財産構成についてチェックをお付けください

□土地・□建物・□現金・□銀行預金・□株式・□社債・国債など・□貴金属

□そのほかの貴重品（　　）

■相談したい内容の概要をお書きください。

※この法律相談票の内容は、担当弁護士による法律相談のためだけに使用し、第三者（群馬弁護士会及び桐生信用金庫を含む）に開示されることは一切ありません。